

利用者負担の軽減

i) 高額介護(予防)サービス費

同一世帯で同じ月に利用したサービスの利用者負担額(1割、2割または3割)の合計額が下表の利用者負担上限額(月額)を超えたときは、超えた分を高額介護(予防)サービス費として申請により市から支給します。

対象となる方には市から申請案内を行います。1回申請されると、次回からは初回申請した口座へ自動振り込みします。

* 高額介護サービス費の対象となる利用者負担額とは、保険の対象である介護サービス費用の利用者負担額です。

この負担額には、福祉用具購入費や住宅改修費の利用者負担額や施設での食費、居住費、日常生活費等その他の利用料は含まれません。

また、介護保険の支給限度額基準額を超えて利用したサービス費用も対象外です。

○利用者ごとの自己負担上限額(月額)

所得区分		利用者負担上限額	
		個人(本人)	世帯(複数)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の65歳以上の方		140,100円	
課税所得380万円(年収約770万円)以上から課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の65歳以上の方		93,000円	
課税所得380万円(年収約770万円)未満の65歳以上の方		44,400円	
世帯の全員が市民税を課税されていない方	下記以外の方	24,600円	
	前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が年間80.9万円以下の方	15,000円	24,600円
生活保護を受給している方など		15,000円	

※「個人」は、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額です。

※「世帯」は、同一世帯の方のうち介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額です。

※ 世帯内に介護保険サービスを利用されている方が2人以上いる場合は、各個人の利用者負担額で按分した「高額介護サービス費」をそれぞれに支給します。